

# 市民の皆さんへ

# 新年のお年玉

## 大巾減税にふみきる

大館市の市民税は、昭和38年度まで「ただし書き方式」という課税方式を用いていたため、市民税は標準税率の2倍の税率をもって課税されていたので、市民の皆さんには大変高い税金が負担されてきたわけです。しかし、地方税法の改正によって、市民税の課税方式が2ヶ年間をもって本文方式に、また、税率は標準税率の1.5倍を超えることができないように、それぞれ改正されました。そこで、大館市でもこの改正によって昭和39年度には従来の「ただし書き方式」から「特例方式」に移行しました結果、3,100万円の減税がなされております。

さらに昭和40年度では、39年度に於て採用した「特例方式」から「本文方式」に移行し、税率は標準税率まで引き下げるといふ、大館市では前例のない思いきつた改正を行なうことになりました。

この大巾減税によって6,100万円が減税されることになっており、いままで県内でもつとも税金が高いほうだといわれた大館市も、この汚名を返上し、逆に県内一市民税の低い大館市になるわけです。市としても、この減税によっていままで本当にご迷惑をかけて来た市民の皆さんに最高級のプレゼントができたわけです。

### 新旧課税方式の比較

#### ◆ 昭和39年度まで用いた特例方式

- (イ) 総収入 - 必要経費 = 総所得金額
- (ロ) 総所得金額 - 基礎控除(9万円) = 課税所得金額  
 扶養控除(1人目4万円)  
 (2人目以降1人につき3万円)
- (ハ) 課税所得金額 × 税率 = 所得割 (市民税)

#### ◆ 昭和40年度から用いる本文方式

- ※ → 改正された項目
- (イ) 総収入 - 必要経費 = 総所得金額
- (ロ) 総所得金額 - 基礎控除(6万円) = 課税所得金額  
 扶養控除(※1人目7万円)  
 (2人目以降1人につき3万円)
- ※ 医療控除 ※ 社会保険料控除  
 ※ 生命保険料控除
- (ハ) 課税所得金額 × 税率 = 算出税額
- (ニ) 算出税額 - ※ 配当控除 = 所得割

### 計 算 例

| 年度 | 総収入<br>金額 | 市 民 税             |                    |                    |             |             |                                    |                             | 税率<br>% | 税額     | 県 民 税   |       | 市民税<br>計 | 扶養親族4人         |
|----|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|-------------|------------------------------------|-----------------------------|---------|--------|---------|-------|----------|----------------|
|    |           | 給与所得<br>控除<br>(1) | 社会保険<br>料控除<br>(2) | 生命保険<br>料控除<br>(3) | 扶養控除<br>(4) | 基礎控除<br>(5) | (2)+(3)+<br>(4)+(5)<br>控除額計<br>(6) | (2)-(6)<br>課税<br>標準額<br>(7) |         |        | 税率<br>% | 税額    |          |                |
| 38 | 600,000   | 471,000           |                    |                    |             | 90,000      | 90,000                             | 381,000                     | 8.2     | 14,610 | 2       | 3,680 | 18,290   | 但し書方式<br>による計算 |
| 39 | 600,000   | 471,000           |                    |                    | 130,000     | 90,000      | 220,000                            | 251,000                     | 7.5     | 11,500 | 2       | 3,680 | 15,180   | 特例方式に<br>よる計算  |
| 40 | 600,000   | 484,200           | 25,000             | 20,000             | 160,000     | 90,000      | 295,000                            | 189,200                     | 3.0     | 4,140  | 2       | 3,540 | 7,680    | 本文方式に<br>よる計算  |

上記のように市民税の所得割において昭和39年度には11,500円の税金が課税されておりましたが、昭和40年度からは4,140円となり65%の減額になるわけです。

## 市県民税の申告は3月20日までに

せっかく新しい本文方式を採用しても市県民税の申告をしないといろいろの控除が受けられなくなりますので、申告は期限まで必ず提出してください。

この申告は、昭和40年1月1日現在、大館市に住む、満20才以上のすべての方が

提出しなければなりません。

申告書用紙は、旧市内地区には1月10日頃、新市内地区は2月10日頃までにはみなさんのご家庭にお届けしますが、この日まで届かない方はお手数でも税務課第1係まで連絡してください。

なお申告期限は、3月20日までになつておりますが、税務課では、旧市内の方々には2月10日頃までに、新市内の方々には2月28日頃までに提出して下さるようお願いしておりますので市民の皆さんのご協力をお願いします。